

議第128号 呉市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

下水処理等業務手当の額を改正するものです。

2 経緯及び改正の内容

特殊勤務手当は、職員の勤務が著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務で、給与上特別の考慮を必要とするものを対象とする手当であり、その勤務をした実績に応じて支給するものです。

一部の特殊勤務手当については、令和2年3月当時、支給対象者を「条例に規定する組織（課）に所属する職員」に限定した上で従事した業務に応じて支給する規定としていました。この規定を令和2年度の機構改革の際に、所属する組織を限定する規定を削除し、単に従事した業務の内容により支給する規定に見直すこととし、令和2年3月定例会での議決を経て、呉市職員特殊勤務手当支給条例の一部改正（以下「令和2年改正」といいます。）を行いました。

この度の改正は、令和2年改正を行った際に、誤って改正した下水処理等業務手当の額を、正しい額に修正するために行うものです。

手当名	作業内容	手当の額	
		現行条例	改正案
下水処理等業務手当	職員がし尿浄化槽に関する実地検査等の業務に従事したとき。 (第15条第1項第1号)	860円	700円
	職員が市の設置する廃棄物処理施設(し尿処理施設に限る。)又はし尿浄化槽の運転、維持管理、機器の分解・点検等に関する業務に従事したとき。 (第15条第1項第2号)	700円	860円

3 手当の支給状況及び改正後の整理

令和2年改正以降、令和2年度から令和5年度までの下水処理等業務手当の支給額については、現行条例の額ではなく、令和2年改正前の呉市職員特殊勤務手当支給条例の額で支給していました。一方、令和6年度の手当支給額については、その一部を、現行条例の額で支給しています。

この度の呉市職員特殊勤務手当支給条例の改正は、令和2年4月1日から適用しますので、改正後の手当額に対する過支給分は返還を求め、未支給分は追加支給を行います。

4 施行期日

公布の日（令和2年4月1日から適用）